

東近江市入札参加資格審査申請マニュアル（物品・役務等）

東近江市の発注する物品・役務等の入札参加資格審査を申請される方は、以下の事項に留意の上、必要な書類を提出してください。

令和 8 年度は中間年です。
申請は、郵送により受け付けます。

1 受付期間

令和 8 年 1 月 5 日（月）から同月 30 日（金）当日消印分まで

2 提出要領

- ・イエロー系の A 4 版フラットファイル（2 つ穴）に綴じて提出してください。
- ・フラットファイルの表紙及び背表紙には、業者名を必ず記入するようお願いします。
- ・記入事項及び添付書類に不備のあるものは受け付けません。
- ・受付は、令和 8 年 1 月 30 日（金）当日消印分まで有効とします。
- ・郵送する封筒の表に「入札参加資格審査申請書在中」と朱書きしてください。
- ・申請受付票の控えが必要な場合は、返信用封筒（切手貼付・返信先を明記）を同封してください。

3 資格の有効期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの 2 年間

4 申請に係る資格

入札参加資格審査申請をできる方は、次に掲げる要件を備えていることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 次のいずれかに該当する者でないこと。

ア 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (3) 営業に関し、法令等の規定による許可・登録等を受けることが必要とされている場合は、当該許可・登録等を受けている者であること（支店、営業所等で申請する場合は、当該事業所で許可・登録等を受けていること。）。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。

5 申請書類の作成上の注意

- (1) チェックリスト

チェックリストで申請書類をチェックの上、ファイルに番号順に綴じてください。

※ 必要書類以外は添付しないでください。

(2) 物品・役務等指名競争入札参加資格審査申請書

ア 《指定様式1》

- (ア) 申請者は、本店の代表者です（代表者印は実印以外でも可）。
- (イ) 住所は方書まで正確に記入し、商号又は名称にはフリガナを付してください。
- (ウ) 登記上の本店所在地が、業務上の主たる事業所の所在地と異なる場合は、本店所在地欄に登記上の住所を記載し、申請者情報の所在地欄に業務上の主たる事業所の住所を記載してください。
- (エ) 支店の欄は、本店以外の支店、営業所等で申請し、入札、見積り及び契約締結の権限を委任する場合に限り記入してください。
- (オ) 「資本金」は、個人事業主の方は記入不要です。
- (カ) 「従業員数」は、審査基準日（令和8年1月1日）において、個人事業主や法人の役員、専従者、パート従業員、アルバイトなどの臨時の期間を定めて雇入れている者を除いた、正社員として雇用されている方の人数を記入してください。
- (キ) 「営業年数」は、希望業種の事業の開始日から審査基準日（令和8年1月1日）までの期間（休業の期間を除く。）に係る年数（1年未満は切捨て）を記入してください。
- (ク) 「技術者等有資格者数」は、希望業種での業務実施の際に有資格者の配置が必須である場合のみ記入することとし、審査基準日（令和8年1月1日）における登録事務所所属の有資格者の実数を記入してください。

イ 《指定様式2》

主要営業内容（大品目）は物品・役務で4品目以内、主要取扱い物品・役務（小品目）は10品目以内で該当するコードを記入してください。

※ 大品目を選択した部分の小品目しか選択できません。

※ 小品目で「その他〇〇」を選択した場合は、その具体的な内容を指定様式2に必ず記入してください。

※ 流通調査、交通量・流動量調査、環境調査（水質分析を含む。）等の一般調査の業務に入札参加を希望する方は、物品・役務等の入札参加資格が必要となりますので注意してください。

※ 「不動産鑑定」、「登記手続等」に入札参加を希望する方は、物品・役務等の入札参加資格が必要となりますので注意してください。

なお、「不動産鑑定」は不動産鑑定士の登録を受けている方、「登記手続等」は、土地家屋調査士又は司法書士の登録を受けている方に限ります。

(3) 商業登記簿謄本（写し可）

ア 法人で申請する場合に限り提出してください。

イ 令和7年10月1日以降に発行されたものを提出してください。

(4) 免許証・許可証・資格証明書等（写し可）

営業に関し、法令等の規定による許可・登録等を受けることが必要とされている場合で、当該営業に関する業務での登録を希望するときは、免許証等の写しを提出してください。また、販売代理店（特約店）証明書がある場合は、その写しを提出してください。

(5) 国税等に未納がないことの証明書（写し可）

ア 証明日現在において未納がないことの証明書を提出してください。

※ 申請する直前の事業年度の納税証明書でも可（「未納がない証明」がない場合）

国税に係る証明書	所轄税務署が発行する証明書（写し可） 【法人】その3の3 【個人】その3の2
都道府県税に係る証明書	都道府県税事務所等が発行する証明書（写し可）

市町村税に係る証明書	市町村が発行する証明書（写し可） ※ 東近江市における市税の完納証明書は、市役所新館 1 階の納税課及び各支所で発行できます。
------------	--

※ 令和 7 年 10 月 1 日以降に発行されたものを提出してください。

※ 支店等に委任する場合は、委任先の所在地における証明書を提出してください。

※ 未納がないことの証明書が発行されない場合は、法人市民税及び法人事業税にかかる納税証明書を提出してください。

イ 新規に本店又は支店を開設したばかりで法人市民税等の納税実績がない場合は、事業所証明書（写し可）又は法人設立・開設届出書（写し可）を提出してください（市内の本店又は支店、営業所等から申請される方のみ）。

※ 東近江市における事業所証明書は、市役所新館 1 階の市民税課及び各支所で発行できます。

(6) 暴力団等の排除に係る誓約書《指定様式 3》

東近江市暴力団排除条例の趣旨にのっとり、入札参加有資格者から暴力団等を排除するため、誓約書を提出してください。

(7) 委任状《指定様式 4》

本店以外の支店、営業所等で申請し、支店、営業所等の代表者に入札、見積り及び契約締結の権限を委任する場合に限り提出してください。

6 その他

(1) 申請書及び添付書類について、重要な事実に係る虚偽の申請等があった場合は、指名停止又は入札参加資格の取消し等の措置を講じることがあります。

(2) 登録されている事務所に技術者が確認できない等、事務所としての機能がないと認められた場合、登録事務所の変更・取消しを行うことがあります。

(3) 1 事業者で複数の事務所の登録はできません。

(4) 入札の公平性を確保するため、人的関係等のある複数の事業者による同一入札への参加はできません。（例 同一代表者の事業者を同一案件に指名しない など）

7 注意事項

(1) 記入は、黒インク又は黒ボールペンを使用し、楷書で丁寧に記入してください（ワード印刷又は楷書字体のゴム印の使用可）。

(2) 申請書類が不足しているもの又は記入事項に不備若しくは誤記のあるものは受け付けません。

(3) 受付期間内に申請書類一式を提出しなければ、令和 8 年度の入札参加資格は得られません。

8 申請後の変更

入札参加資格審査申請書提出後に、商号、代表者、住所、受任者等の記入事項に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を証する書類を添えて東近江市指定様式の変更届（市ホームページからダウンロード可）を提出してください。

9 提出・問合せ先

東近江市総務部契約検査課

〒527-8527 東近江市八日市緑町 10 番 5 号

電話 0748-24-1234（代表）

0748-24-5614（直通）

I P 050-5801-5614（直通）

F A X 0748-24-5560

メール keiyaku@city.higashiomi.lg.jp